

法文化学会第17回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第17回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第17回研究大会準備委員会

2014年10月3日

記

日 時：2014年11月22日（土）13：15～11月23日（日）12：50

場 所：北陸大学太陽が丘キャンパス 2号棟 315 教室

住 所：〒920-1180 金沢市太陽が丘 1-1

懇親会（22日（土）19：00～）：いたる香林坊店 (<http://www.itaru.ne.jp/kourinbo.htm>)

住 所：金沢市片町 2-7-5 Tel：076-224-4156

大会参加費：1500円

懇親会費：6000円

※ 当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

昼食のお手配：22日は午後開始、23日は午前中にて終了予定ですので、お弁当などの手配は致しません。ご了承のほど、お願い致します。

宿泊のお手配：恐縮ですが、学会側での宿泊のお手配は致しておりません。ご参考として、以下にいくつかの候補を掲げさせていただきます。

【駅周辺】

ANAクラウンプラザホテル金沢 (<http://www.anacrownplaza-kanazawa.jp/>)

ホテル日航金沢 (<http://www.hnkanazawa.jp/>)

【香林坊周辺】

金沢エクセルホテル東急 (<http://www.kanazawa-e.tokyuhotels.co.jp/ja/>)

ホテルトラスティ金沢香林坊 (<http://www.trusty.jp/trusty/kanazawa/>)

連絡先：大会準備責任者・出口雄一 (ydeguchi@toin.ac.jp、045-974-5018・研究室直通) までお願いします。

※本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、090-5453-8746（出口携帯）までお願いします。

大会日程表

(2014.11.22-23 於・北陸大学太陽が丘キャンパス・2号棟 315教室)

一日目：11月22日（土）

13：15～13：20 開会の挨拶

13：20～14：10 自由報告①：松本 和彦（北陸大学）
「カント所有権論の批判哲学における位置」

14：10～15：00 自由報告②：西田 真之（学習院大学）
「近代東アジア比較法史の枠組みについての一試論」

<休憩：15分間>

15：15～15：20 テーマ報告趣旨説明：岩谷 十郎（慶應義塾大学）

15：20～16：10 テーマ報告①：坂井 大輔（一橋大学）
「平野義太郎「大アジア主義」の成立」

16：10～17：00 テーマ報告②：出口 雄一（桐蔭横浜大学）
「「日本法理」における固有と普遍」

<金沢市内（香林坊）に移動>

19：00～ 懇親会（いたる香林坊店）

二日目：11月23日（日）

9：30～10：20 テーマ報告③：周 圓（一橋大学）
「近世ロンドンの高等海事裁判所におけるローマ法適用」

10：20～11：10 テーマ報告④：高橋 裕（神戸大学）
「法文化論と川島武宜の法社会学」

<休憩：15分間>

11：25～12：15 テーマ報告⑤：中野 雅紀（茨城大学）
「近代国家成立において「中間団体」として消去された *Status familiae* の復活可能性」

12：15～12：45 総会

12：45～12：50 閉会の挨拶

自由報告①

カント所有権論の批判哲学における位置

松本和彦(北陸大学)

カントの法論ないし法哲学は『純粹理性批判』とは体系上無関係なもの・矛盾するものであり、カントの批判哲学の全体系の中では傍論的・周辺的な役割を果たしているにすぎない、とする否定的な見解が従来は支配的であった。言い換えれば、方法論的な視点からカントの法論ないし法哲学をみた場合、そこには、カントの批判哲学 (kritische Philosophie) ないし超越論哲学 (Transzendentalphilosophie) にとって本質的である批判的方法 (kritische Methode) ないし超越論的方法 (transzendente Methode) が十分に適用されていないとか、あるいは極端な場合には、まったく放棄されている、とする見方が有力に主張され続けてきた。しかし 1970 年代以降、この問題をめぐって活発な議論が展開されている。

筆者はこれまでの研究状況を踏まえながら、肯定論者の代表的なひとりである M. ブロッカーが法論を批判哲学の体系の中でどのように位置づけているのか、またいかなる意味でカントの法論、特に所有権論の超越論的性格を解釈し、それを解明しようと試みているのか、さらに所有権論のいかなる点にその現代的意義を見出そうとしているのかを検討したい。

自由報告②

近代東アジア比較法史の枠組みについての一試論

西田真之(学習院大学)

比較法史の観点から東アジアにおける近代法継受過程を考察する視点として、これまでの先行研究には、地理的近接性や儒教文化圏、漢字文化圏を共有する地域として日本・中国・韓国を対象とするもの、や、ベトナム・カンボジア・ラオス等に対して行われている法整備支援と日本の近代法継受史を重ね合わせるもの、等が発表されている。一方で、近代東アジアにおいて列強諸国からの植民地支配を逃れた国を対象とした近代法継受過程の比較検討は、未だ充分には進められていない。

そこで、独立国としての立場を保持しながら法の継受を行った、日本・中国・タイに焦点をあて、これら 3 ヶ国での近代法比較史の枠組みを検討する意義について報告する。これらの諸国は、大局的な観点から見ると地理的には広義の東アジアに位置し、諸外国からの植民地政策を直接受けていない。また、不平等条約改正のために固有法からの転換が図られ、法継受をほぼ同時期に行っており、法継受の契機・要因や時期という点では共通の土壌が形成され、さらに 3 ヶ国間で法学者をめぐる交流や意見の記録が残されている。

報告では、日本・中国、日本・タイ、中国・タイの近代法継受をめぐる関連性やその比較を見つつ、東アジアにおける近代法史を独立国／植民地国という枠組みからアプローチ

することを試論として提示する。

テーマ報告①

平野義太郎「大アジア主義」の成立

坂井大輔(一橋大学)

マルクス主義法学の泰斗として知られる平野義太郎の業績は、今日においてもなお、高く評価されていると言ってよいであろう。そしてそれ故に、彼が戦時中に展開した「大アジア主義」論は、多くの論者達の注目を集めてきた。戦時という状況下では仕方がなかったのだ、と擁護するもの、彼のそれ以前の学問との関連性に言及するもの、など、様々な視点からの研究が、これまで行なわれてきた。

平野義太郎は、ゲルマン法思想やマルクス主義といった、当時の最先端の研究に従事していたのであるが、戦時期に彼が提唱した「大アジア主義」は、家や村といった伝統的価値に基づいて、アジアの一体性を主張するものであった。ここに見られる伝統への「回帰」は、日本の固有性を主張する学問的潮流(いわゆる「国体」論)とは、性質を異にするものであると思われる。

本報告では、戦時期の平野義太郎が視線をアジアへと向けるに至った経緯を概観するとともに、彼が「回帰」したところの伝統が、いかなる特色を有するものであったのかを、検討してみたい。平野が歩んだ道のを振り返ることは、戦時期において法学者がどのような役割を担ったのか、という点の解明の一端をなすと同時に、戦前の法学がいかなる問題を抱えていたか、という問題を探求する一助にもなりうるのではないだろうか。

テーマ報告②

「日本法理」における固有と普遍

出口雄一(桐蔭横浜大学)

日中戦争勃発以後の日本の法と法学は、総力戦の進行と「統制」概念の下で変容を遂げ、法学者たちはさまざまな形で「非常時」に対応する動きを見せた。とりわけ、1940(昭和15)年に結成された「日本法理研究会」の動きは、多くの法学者・法律家が参加したものとして、これまでも分析の対象となってきた(白羽祐三『「日本法理研究会」の分析』中央大学出版部(1998年))。

しかし、日本法理研究会において「日本的」なるものを語り出そうとする人々の主張は、決して一様なものではなかった。とりわけ、自らの過去、すなわち「歴史」をどのように把握するかという点においては、そこに「固有法」を見出そうとする者と、「普遍性」を強調しようとする者との間には、法と法学の「再帰性」という観点からも、注目すべき差異があるように思われる。そこで本報告では、日本法理研究会の動きを中心に、これを取り巻く同時代の法学者・法律家の言説にも着目しながら、戦時下において語られた「日本法

理」という概念がどのような含意と射程を持っていたかという点について、若干の検討を行うこととしたい。

テーマ報告③

近世ロンドンの高等海事裁判所におけるローマ法適用

周 圓(一橋大学)

イングランドの高等海事裁判所 (High Court of Admiralty) は、英仏スロイス海戦 (1340 年) 後に成立した機構である。この裁判所は、設立当初から海賊行為や海上における略奪などの犯罪を主な審理事項としていたが、徐々に捕獲裁判所の役割を備えるようになり、さらに、海上救助や海上衝突事故などの民事事件にも管轄権を広めていった。高等海事裁判所の判決は、船、物、人のいずれにも効力を及ぼすものであるとされた。また、この裁判所がイングランドにおかれ、イングランドの法学者たちにより運営されたにもかかわらず、その法的判断はもっぱらローマ法に基づいて下されていた。このことはこの裁判所の大きな特徴のひとつである。

高等海事裁判所は、1660 年の王政復古後、一般海事法廷と捕獲法廷の二部に分割されたが、1834 年に所管の刑事事件の管轄権が中央刑事裁判所に引き継がれ、1875 年に所管の民事事件の管轄権についても、新設の最高法院の検認・離婚・海事部に引き渡したことにより、裁判所の機構自体が消滅するに至った。本報告は、その高等海事裁判所の近世における活動に焦点をあわせ、アルベリコ・ジェンティーリやリチャード・ズーチなど当時のイングランドにおける最も代表的なローマ法学者たちの関与を通じて、この裁判所におけるローマ法適用の実態およびそれが後世の英国における国際法伝統の形成に与えた影響を論ずる。

テーマ報告④

法文化論と川島武宜の法社会学

高橋 裕(神戸大学)

法文化/legal culture について議論する際に川島武宜の名前が挙がることは、ほとんど常態である。すなわち、多くの論者が、紛争過程をはじめとする法現象の理解にとっての「文化」の重要性を主張する代表的論者の一人として川島を数え上げる (あくまで一例であるが、近時のものとして、かねてより精力的に legal culture の概念の法社会学的有効性を論じている David Nelken 教授の "Thinking About Legal Culture" (Asian Journal of Law and Society 掲載予定。SSRN に搭載) を参照)。

もとよりそのような川島理解は決して不適切なものではない。しかし同時に、我々は、「文化」ないし「法文化」ということばが川島自身の議論のなかでは必ずしも頻繁に用いられていない、ということにも留意してよいのではないか? その事實は、法文化論/

legal culture 論の文脈に川島の議論を位置づけるうえでは一概念の分節化の作業を伴う一慎重さが求められるはずだ、ということを示唆するように筆者には思われる。

本報告では、そのような問題意識のもと、川島の法社会学理論が 1970 年代以降の法文化論/legal culture 論の中で占める位置と負っている意味、そしてそれらと川島自身の行論との偏差について、やや詳しく検討することとしたい。そしてその作業は、法現象を理解しようとする試みのなかに「法文化」が再帰的に立ち現われてくる一つの様相を描き出すことに結びつくはずである。

テーマ報告⑤

近代国家成立において「中間団体」として消去された Status familiae の復活可能性

中野雅紀(茨城大学)

樋口陽一・石川健治両教授の説明によると、近代立憲主義、あるいはその保障する人権は封建制における「中間団体」、とりわけ、「家父長権」と訳される Status familiae の破砕によって、身分の再配分がおこなわれ、はじめて国家対向的な「人権」の基盤が確立したとされる。その歴史的進展が現実に即したものであるかどうかはひとまず措くとしても、このような身分制の構造転換という「理念」の重要性は意識しておく必要がある。

ところで、生活保護法の改正により扶養義務者に関する規定が、三親等内の者に対して要保護者に扶養義務を課している。もちろん、これと戦前の家父長権とは意味合いが異なるという見方もありえようが、保護を与える者と要保護者の図式は Status familiae の復活と捉えることもできよう。以上のことは、米村千代の「法制度にあらわれるイエは、国家主義と家族主義的要素に加えて、近代個人主義的要素をあわせもっていた」という指摘を考える際、有益であるかと考える。